

各国・地域における放射線検査機関
(オーストラリア)

2011年 3月 31日

ジェトロ・シドニー事務所

検査機関名	Australian Radiation Protection and Nuclear Safety Agency (ARPANSA)
所在地	(Melbourne) 619 Lower Plenty Road, Yallambie VIC 3085, Australia (Sydney) 38 – 40 Urunga Parade, Miranda NSW 2228, Australia (Canberra) Level 5, 7 London Circuit, Canberra ACT 2601, Australia
電話	(Melbourne) +61 3 9433 2211 (Sydney) +61 2 9541 8333 (Canberra) +61 2 6169 4045
FAX	(Melbourne) +61 3 9432 1835 (Sydney) +61 2 9541 8314
E-mail	info@arpansa.gov.au
URL	http://www.arpansa.gov.au/index.htm
検査対象品	福島・群馬・茨城・栃木県産の牛乳、乳製品、生鮮果実、野菜、海藻及び副産物（生鮮・冷凍）*日本政府のリストに基づく。食品以外に検査を実施する予定はない。[the Customs Notice of 25 March 2011]
検査に必要な検体量	積荷より 500 グラム–1 キロのサンプルを採取し、そのなかから 5 つ程度のサブ・サンプルを選び出して検査を行う。
測定可能な放射性核種	セシウム 134、セシウム 137、放射性ヨウ素 131
検査料	AUD\$100 - 200
検査にかかる必要日数	7–10 日
当該国政府の登録・認定・指定・検査機関か	日本からの輸入品は、オーストラリア・ニュージーランド食品標準局 (FSANZ) が豪州検疫検査局 (AQIS) に対して、福島・群馬・茨城・栃木県産の牛乳、乳製品、生鮮果実、野菜、海藻及び副産物（生鮮・冷凍）を対象として、全量放射線検査を実施するよう求めている。AQIS から検査を委託されている公的機関が ARPANSA である。ARPANSA は連邦政府 Department of Health and Aging の下部組織。
相手国の規制等により陸揚げできない貨物の検査は保税状態で検査してくれるのか、輸入が認められた貨物のみか	輸入会社の倉庫に搬入された後にサンプル採取されるようである。従って、陸揚げできない時点で検査は行われなと思われるが、今後方針変更の可能性も有る。

【免責事項】

ジェトロは、本資料の記載内容に関して生じた直接的、間接的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではありません。また、各国・地域の状況は刻々と変わっておりますので、ご利用に当たっては当該国・地域の政府機関への確認をおすすめします。